

事業名称		行為地	
行為の概要			

項目	基準の内容
1. 地域特性の調査	大規模行為の場所(以下「行為地」という)及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
自然要素	
生活要素	
歴史要素	

行為地周辺の見取り図と主要な視点位置（共通事項4）、景観形成上のポイントを記入して下さい。

景観形成の目標

チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
2. 他の法令との整合	大規模行為の計画にあたっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策との整合を図ること。		
3. 説明会による合意形成	大規模行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会(大規模特定行為では必須)の開催等により周辺住民等との合意形成に努めること。		
4. 早期段階での相談	大規模行為の企画・調査などできるだけ早い段階から、市と事前相談を行うなど、基準が十分反映されるように努めること。		
5. 住民への情報公開	福島市景観条例の規定により計画の内容を事前公開し、周辺住民に計画の内容が周知されるように努めること。		
6. 市、住民との協力	景観は地域の共有財産であることから、市の指導・助言や、住民の意見を十分取り入れるように努めること。		
7. 大規模特定行為の事前協議	大規模特定行為となる行為は、特に景観への影響が顕著であると予測されることから、事前協議を行い、必要に応じて景観影響調査を実施すること。		

チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
1. 行為地の選定	行為地を選定するときは、地域の優れた景観を保全し、かつ、主要な視点場から福島市のシンボルである吾妻連峰や信夫山等の山並み、阿武隈川等の河川、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。		
2. 施設間の調和	行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。		
3. 視点場の確保	吾妻連峰や信夫山を眺望できる行為地では、視点場として快適な空間を整備するよう努めること。また、その他地域の優れた景観を眺望できる場所を積極的に確保すること。		
4. 異なる視点からの検討	設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる距離と方向からの検討を行うよう努めること。		
5. 時間変化の考慮	設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。		
6. 修景への配慮と過度なデザインの回避	行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。		
7. 地域景観の向上	大規模な行為はまちづくりに大きな影響を与えることから、緑化の推進、広場の設置、地域のシンボルとなる建築など、地域の景観の向上に貢献するように努めること。		

1) 位置 チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア．地形・樹木への配慮	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、大規模建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。		
イ．山頂への配置の回避	山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観をこわすような位置への配置を避けること。		
ウ．境界線からの後退	連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線および隣地境界線からできる限り後退すること。		
エ．歴史的建造物等の保全	歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。		
オ．水辺の活用	行為地が水辺に接する場合は、できる限り水際から後退するとともに、水辺への見通しや通り抜けに配慮した位置とすること。		
カ．隣接地とのつながり	行為地が市街地にある場合は、隣接する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。		

2) 規模

ア．眺望の保全	主要な視点場から福島市のシンボルである吾妻連峰、信夫山等への眺望を妨げない高さとするよう努めること。		
イ．規模の調節	周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。		
ウ．樹林地での高さ	行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。		

3) 形態

ア．景観の連続性	地域の自然景観や歴史景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。		
----------	--	--	--

4) 意匠 チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア．ベランダ、バルコニー等の調和	ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。		
イ．圧迫感の軽減	単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。		
ウ．歴史的建造物との調和	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。		
エ．歴史的景観の保存・再生	歴史的な建築物の改築又は修繕にあたっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。		
オ．設備機器の調和	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。		
カ．外壁への公告や描画の制限	建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努めること。		
キ．広告物の設置	建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物とデザインを一体化し、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。		
ク．壁面の公共性への配慮	道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。		

5) 色彩

ア．周辺景観との調和	外壁、屋根等には、げばげばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、落ち着いた色彩を基調とすること。		
イ．対比的な色彩	外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。		
ウ．付属物の色彩	建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。		

6) 素材 チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア．周辺景観との調和	周辺の町並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。		
イ．自然景観との調和	行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。		
ウ．地域の素材	周辺の景観となじむように、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。		
エ．歴史的建造物との調和	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。		
オ．経年変化への配慮	建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用すること。		
カ．歩行者にやさしい舗装材料	公共的な空間では、歩行の安全性や快適性に配慮した舗装材料を使用すること。		
キ．環境に配慮した材料	できる限り生産・破棄等において環境への負荷が少ない材料を使用し、再生品の活用も考慮すること。		

7) 敷地の緑化

ア．行為地内の緑化	建築物等との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。		
イ．敷地内樹木の保全	樹形又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、又は移植によって修景に生かすよう努めること。		
ウ．地域植生への配慮	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。		
エ．樹木の構成	高木、中木、低木、地被植物等の組み合わせにより、自然で、効果的な植栽を行うこと。		
オ．公共空間との調和	道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者空間にうるおいをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。		

8) その他 チェック欄 : 配慮した x: 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア. 屋外駐車場	屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、駐車場内の高木の植栽に努めること。		
イ. 屋外照明	屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。		
ウ. 公共空間との一体化	行為地が市街地にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。		
エ. 電線類の地中化	すっきりとした景観をつくるため、行為地内における電線類は、地中化するよう努めること。		
オ. 街の魅力の演出	行為地が市街地にある場合には、低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努めること。		

1) 位置 チェック欄 : 配慮した ×: 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア. 山頂への配置の回避	山頂、丘陵地の頂部、山の斜面等、従来の自然景観をこわすような位置への配置を避けること。		

2) 規模

ア. 眺望の保全	福島市のシンボルである吾妻連峰、信夫山等への眺望を妨げない高さとする。		
イ. 最小限の大きさ	周辺景観を損なわないように、設置目的や見える範囲を考慮した上で最小限の大きさとする。		

3) 形態

ア. 広告物間の調和	複数の広告物は、できる限り大きさや向きを揃えるように努めること。		
------------	----------------------------------	--	--

4) 意匠

ア. 歴史的建造物との調和	歴史的な建造物に近接して設置する場合は、伝統的な意匠の継承、または調和に配慮したものとすること。		
イ. 安易なデザインの回避	具体の物体を直接的に模倣した安易なデザインは避けること。		

5) 色彩

ア. 周辺環境との調和	周辺の自然環境や居住環境、歴史的環境との調和に配慮し、原色系の色彩を大面積で使用しないこと。		
イ. 過度な電飾の回避	周辺の自然環境や居住環境、歴史的環境との調和に配慮し、過剰な光の散乱や、明滅の激しいネオンサイン等は避けること。		

6) 素材

ア. 周辺景観との調和	周辺の街並みや自然環境、歴史的環境との調和に配慮した素材を使用すること。		
イ. 経年変化への対応	設置後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、耐食性等を考慮した素材を使用すること。		

1) 土地の形状 チェック欄 : 配慮した ×: 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア. 自然地形の保全	地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。		
イ. 眺望への配慮	吾妻連峰、信夫山をはじめとして市街地から眺望できる緑地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画すること。		
ウ. 土地細分化の防止	景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。		

2) 土地の緑化

ア. 行為地内の緑化と生垣等の推進	行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。		
イ. 既存樹木の保全	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存し、又は移植によって修景に生かすよう努めること。		
ウ. 地域植生への配慮	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。		
エ. 樹種の効果的な構成と配置	高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。		

3) 法面の外観

ア. 長大な法面等の回避	長大な ^① 法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。特に吾妻連峰の山腹、信夫山等の丘陵緑地においては市街地からの見え方に配慮する。		
イ. 周辺との連続性	法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。		
ウ. 周辺植生と調和した緑化	周辺の植生との調和に配慮した ^② 法面の緑化を行うこと。		
エ. 垂直擁壁の回避	擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。		
オ. 擁壁の素材	擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。		

4) その他

ア. 調整池の周辺景観への配慮	調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堰堤等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。		
イ. 景観資源の保全と活用	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。		

大規模行為景観形成基準 チェックリスト 個別事項：4 鉱物の掘採、土石類の採取

1) 遮へい チェック欄 : 配慮した × : 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア．出入口の限定	行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくすること。		
イ．植栽等による遮へい	行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。		

2) 跡地の形状

ア．長大な法面等の回避	長大な ^② 法面又は擁壁を生じさせないよう配慮し、特に吾妻連峰の山腹、信夫山および市街地周辺の丘陵緑地においては市街地からの見え方に配慮すること。		
イ．周辺との連続性	法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。		
ウ．垂直擁壁の回避	擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。		
エ．擁壁の素材	擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。		

3) 跡地の緑化

ア．周辺植生と調和した緑化	行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		
---------------	------------------------------------	--	--

4) その他

ア．視点場からの視線	主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。特に行為地が吾妻連峰、信夫山を初めとする丘陵地にあるときは、市街地等からの眺望に配慮すること。		
イ．景観資源の保全と活用	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。		

1) 貯蔵又は集積の方法 チェック欄 : 配慮した ×: 配慮しなかった - : 非該当

項目	基準の内容	チェック	コメント
ア. 視点場からの視線	主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、集積又は貯蔵の位置及び方法を工夫すること。特に行為地が吾妻連峰、信夫山を初めとする丘陵地にあるときは、市街地等からの眺望に配慮すること。		
イ. 高さの制限と整理整頓	周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。		

2) 遮へい

ア. 出入口の限定	行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくすること。		
イ. 植栽等による遮へい	行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。		